

平成25年9月13日  
復興庁

## 認定復興推進計画の変更認定について

平成25年8月30日付けで、宮城県、気仙沼市、東松島市及び女川町から共同申請があった認定復興推進計画（宮城第21号）の変更について、9月13日に認定します。概要は下記のとおりです。

### 記

#### ● 認定復興推進計画の変更（建築基準法の特例）

##### 【変更の概要】

震災により建替えが必要となった公共施設、事務所、店舗等に代わる宮城県内の応急仮設建築物（10件）を特例の対象に追加し、必要な建築物を再建するまでの間、存続期間を延長することにより、生活に必要なサービス等の機能を確保して地域の復興に寄与させるもの。

##### 【追加に係る応急仮設建築物の所在市町】

気仙沼市、東松島市及び女川町

認定を受けた変更復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

#### 本件連絡先：

復興庁

復興特区班 小善、伊藤、妹尾

TEL：03-5545-7234

宮城復興局 小泉、長根、箱崎

TEL：022-266-2166